

都税督促状の発布について

都税（法人二税・固定資産税等）の督促状の発付事務は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮して休止しておりましたが、7月27日（月曜日）より再開いたします。業績や資金繰りが悪化されている方については、ご相談に応じますので徴収課担当までご連絡ください。

《台東都税事務所 03（3841）1271 徴収課 納税（地区別）担当》